

平成28年度 事前評価について（案）

1 事前評価の実施

次年度において新規に実施しようとする公共事業については、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、原則として前年度中に事前評価を実施し、この評価の結果、適切と認められた公共事業につき採択を行っている。

なお、平成28年度林野公共事業の新規採択の方法(案)は、資料5のとおり。

2 評価の対象とした事業

平成28年度において新規に実施しようとする総事業費10億円以上の林野公共事業を対象（施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く）として、評価を実施した。

事前評価の実施地区数

（単位：地区数）

事業区分		評価実施地区数
補助事業	民有林補助治山事業	1
	森林整備事業	21
計		22

3 評価の視点

事前評価においては、必要性、効率性及び有効性の観点から総合的かつ客観的に評価を行うこととしており、具体的な評価の手法は、これらの観点が確保された評価とするため、費用対効果分析を行うとともに、チェックリストを使用して評価を実施した。

なお、この内容は資料5に示すとおりである。

4 評価の内容

各事業実施地区ごとの評価内容については、
資料7「平成28年度民有林補助治山事業における事前評価結果（案）」
資料8「平成28年度森林整備事業における事前評価結果（案）」
のとおりである。